

コーポレート・ガバナンス報告書

2025 年 6 月 17 日

会 社 名 株式会社テクノクリエイティブ
代表者名 代表取締役 三嶋 一秀
問合せ先 取締役 経営企画室 室長 松田 英明
T E L 096-386-2360
U R L <https://www.techno-creative.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、持続的に成長し、長期的に企業価値を向上させ、社会やステークホルダーの皆様から信頼され成長を期待される企業となるためには、コーポレート・ガバナンスが極めて重要であることを認識しており、経営の透明性・健全性の確保、意思決定の迅速化、経営監督機能の充実化、ステークホルダーとの適切な協働により、コーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社松濤	1,999,900	99.99
株式会社アセット・クラフト・カンパニー	100	0.01

支配株主名	株式会社松濤
-------	--------

親会社名	株式会社松濤
親会社の上場取引所	なし

補足説明

株式会社松濤は、当社の代表取締役である三嶋一秀が議決権の 100%を保有し、代表取締役を兼任しております。

3. 企業属性

上場市場区分	TOKYO PRO Market
上場予定市場区分	Fukuoka PRO Market
決算期	9 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000 人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針として、支配株主等との取引条件等については、他の会社と取引を行う場合と同様に契約条件や市場価格を参考としてその妥当性を検証するとともに、社外取締役・社外監査役も参画した取締役会にて十分に審議した上で意思決定を行うこととし、支配株主以外の株主の利益を阻害しないことに留意しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社は、株式会社松濤を親会社として有しております。当社の事業展開にあたっては、親会社等の指示や承認に基づいてこれを行うのではなく、社外役員を含む取締役会を中心とした当社独自の意思決定に基づき業務執行をしております。親会社との取引についても、管理部門における取引開始時のチェックだけでなく、重要な取引については取締役会の決議事項としており、その他の取引についても取締役会への定期的な報告を行っております。さらに、監査役監査や内部監査において当該取引内容について事後的にチェックを行うことにより、健全性及び適正性確保の仕組みを有しております。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名以内
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	代表取締役
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
千葉 康博	弁護士											

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h.上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k.その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
千葉 康博	—	—	社外取締役である千葉康博氏は、長年にわたる弁護士としての豊富な経験から、専門知識と企業法務に係る豊富な知見による有効な助言を期待し、選任しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置していない
定款上の監査役の員数	3名以内
監査役の人数	1名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査法人の監査の実施結果については、監査役に報告され、監査法人からの指摘事項については、その改善に向け適宜助言を行っております。 当社の内部監査の実施状況の報告、並びに監査役の依頼に基づく内部監査の実施、必要に応じた会合の開催等を通じて監査役と常に連携を保ち、監査役の監査機能の強化の一端を担っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	1名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
松下 英司	公認会計士／税理士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松下 英司	—	—	社外監査役である松下英司氏は、公認会計士、税理士としての豊富な経験から、専門知識と企業会計に係る豊富な知見による有効な助言を期待し、選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	—
---------	---

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬等の額の決定は、株主総会においてその総額を決議し、各取締役の報酬額の決定は代表取締役に一任しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対しては、随時必要な情報共有に努め、特に重要な案件については、取締役会開催前に個別に事前共有を行っております。
--

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1)取締役会

代表取締役が招集し、毎月1回開催しており、必要に応じて臨時取締役会も開催しております。取締役6名（うち1名は社外取締役）で構成され、付議事項（取締役会規程で規定）の審議および経営に関する重要事項の報告がなされ、監査役も毎回出席しております。監査役は、取締役会出席を通じて取締役の業務の執行状況を監視しており、必要に応じ適宜意見を述べております。なお、定款において取締役の員数は8名以内、監査役の員数は3名以内といたしており、取締役の任期は就任後2年、監査役の任期は4年であります。

2)監査役

当社は、監査役制度を採用しており、社外監査役1名であります。

監査計画に基づき監査役監査を実施する一方、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や業務および財産等の状況調査を行うことにより、取締役の職務執行を監視・監査しております。

3)内部監査

当社の内部監査は、独立性を確保するために代表取締役が指名した者が内部監査を担当しております。内部監査の実施には、実施内容等に応じ適任者と監査チームを編成することで監査体制の強化をはかっております。

内部監査担当者は、会社全体を対象に、全ての業務に潜在するビジネスリスクの低減に向けた内部監査を実施しており、内部監査業務の有効性向上に努めております。

内部監査の結果報告につきましては、代表取締役に行われるほか、取締役会でも報告され、改善勧告、フォローアップを徹底し、コーポレート・ガバナンスの充実をはかっております。

また、監査役と監査法人との間で適宜開催される連絡会に、必要に応じて内部監査担当者が参加しております。

内部監査担当者は、監査役および監査法人とは別の立場から監査を実施し、内部統制の充実、強化に努めております。

4)会計監査

当社は和泉監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお2024年9月期において監査を執行した公認会計士は加藤雅之氏、諏訪祐一郎氏、山下聡氏の3名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士3名であります。なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の体制を採用している理由といたしましては、事業内容及び会社規模等に鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮する観点から、上記のような体制が当社にとって最適であると考えているためであります。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
実施していない	今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明
IR 資料をホームページ掲載	当社 Web サイトに IR ページを設置し、開示書類や決算情報、発行者情報等を掲載予定です。
IR に関する部署(担当者)の設置	経営企画室が担当しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
実施していない	今後のステークホルダーの状況を鑑み、検討してまいります。

Ⅳ. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程等の規程に基づいて業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

1)内部監査及び監査役の状況

当社の内部監査は、内部監査部門が主管部署として、内部監査責任者兼担当1名が業務を監査しております。各部の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査担当者より、代表取締役に対し内部監査報告書を提出するとともに、改善指示書を作成し被監査部門に改善・是正を指示する体制をとっており、改善・是正状況について後日フォローアップし確認しております。特に監査役とは年間監査計画の立案、定期の実地監査遂行において、相互に監査視点及び結果等についての情報共有に努めております。

当社は監査役1名(社外監査役1名)により構成されております。監査役は株主総会と取締役会に出席し、取締役から報告を受け、法令上監査役に認められているその他の監査権限を行使しております。また、監査役、内部監査担当者及び監査法人と定期的に面談を行い、相互の監査結果の説明及び報告に関する連携を行い、監査の質的向上を図っております。

2) リスク管理体制の状況について

当社は、想定される事業リスクを最小限に留めるべく、リスク・コンプライアンス規程、内部監査規程等の社内規程を定めるとともに、各種規程に沿った業務を遂行することで社内チェック・牽制機能を働かせております。また、当社は企業経営および日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

反社会的勢力に対しては組織的に毅然とした態度で対応し、不当な要求には応じず、取引その他の関係を一切持ちません。

2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力の排除に向けた整備状況といたしましては、「反社会的勢力等排除規程」及び「反社会的勢力等の調査実施要領」を制定することにより反社会的勢力への対応ルールを明確化し、適正に対応できるよう整備しております。

V. その他

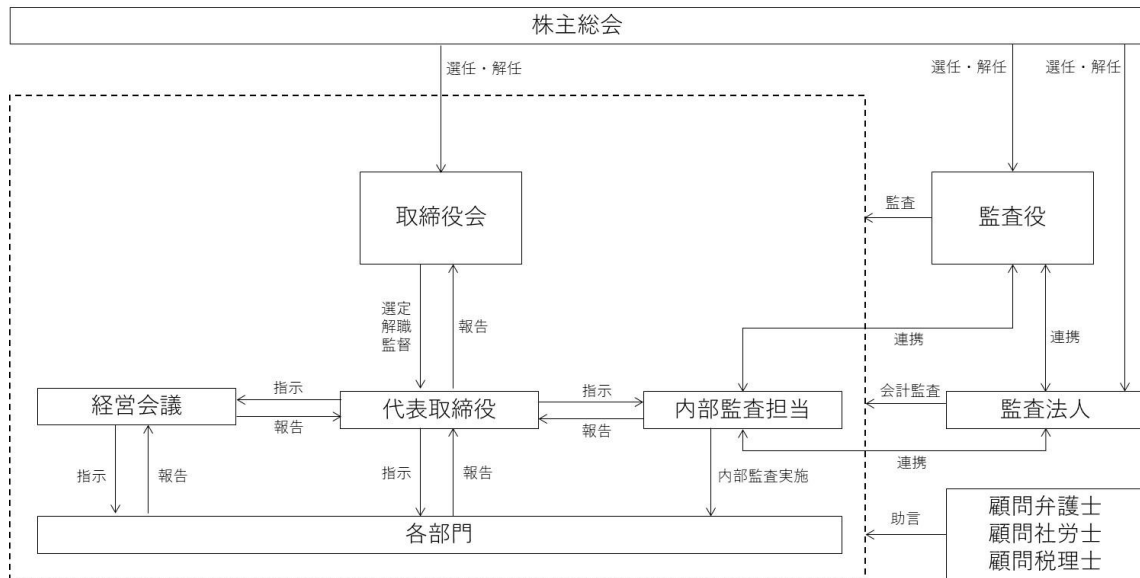
1. 買収への対応方針導入の有無

買収への対応方針導入	なし
------------	----

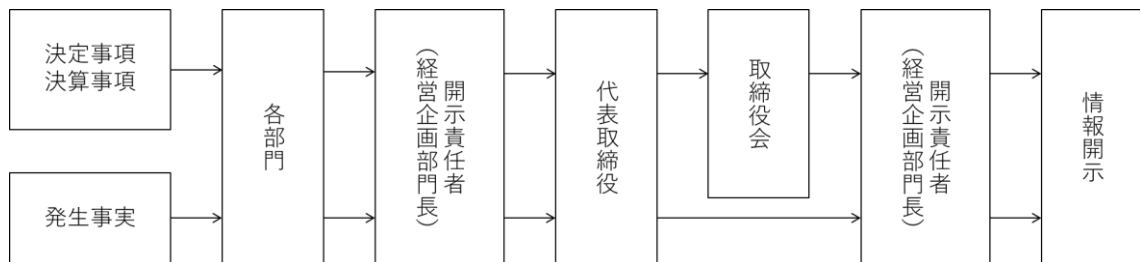
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制は以下の通りです。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上